第二条　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後					改正前				
別表 注1～3　（略） 第1部　（略）					**別表** 注1～3　（略） 第1部　（略）				
第2部	品	注射名	規格	単位	第2部	品	注射名	規格	単位
（あ）　（略）					（あ）　（略）				
（か）					（か）				
（略）					（略）				
キイトルーダ点滴静注100mg			100mg4mL1瓶	199,462	キイトルーダ点滴静注100mg			100mg4mL1瓶	214,498
（略）					（略）				
（さ）～（な）　（略）					（さ）～（な）　（略）				
（は）					（は）				
（略）					（略）				
ピロイ点滴静注用100mg			100mg1瓶	62,396	ピロイ点滴静注用100mg			100mg1瓶	65,190
（略）					（略）				
（ま）～（や）　（略）					（ま）～（や）　（略）				
（ら）					（ら）				
（略）					（略）				
レブロジル皮下注用25mg			25mg1瓶	169,234	レブロジル皮下注用25mg			25mg1瓶	184,552
レブロジル皮下注用75mg			75mg1瓶	505,267	レブロジル皮下注用75mg			75mg1瓶	551,000
（略）					（略）				
（わ）　（略）					（わ）　（略）				

附　則

この告示は、令和七年十一月十二日から適用する。ただし、第二条の規定は、令和八年二月一日から適用する。

○厚生労働省告示第二百九十九号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ヘ及びト、第二十一条第三号ヘ並びに第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を次の表のように改正し、令和七年十一月十二日から適用する。

令和七年十一月十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等	第十　厚生労働大臣が定める注射薬等
一　（略）	一　（略）
二　投薬期間に上限が設けられている医薬品	二　投薬期間に上限が設けられている医薬品
(一)　療担規則第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬	(一)　療担規則第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）